

# やってみませんか!! わが家の耐震診断

みなさんの住む家が、地震に対して安全かどうかチェックしてみましよう。

昭和56年6月1日に建築基準法の耐震規定が改正されましたが、それ以前の建築確認に基づき着工された8割以上の建築物に耐震性の不安があるといわれています。

市では、木造による戸建て住宅(地階を除く階数が2階建以下)の簡易耐震診断を無料で行う制度、耐震診断、耐震改修計画(設計含む)及び耐震改修工事に費用の一部を補助する制度があります。(補助を受けるには、一定の条件があります。)





北本市では、地震などの災害に強いまちづくりを目指し、住宅と特定建築物の耐震化の目標を定め、建築物の耐震診断、耐震改修工事の促進を図ることを基本方針とした「北本市住宅・建築物耐震改修促進計画」を平成19年度に策定し、平成27年度に改定を行いました。その施策として木造住宅の耐震化を促進することを目的とした無料耐震診断や耐震診断、耐震改修計画費の補助、耐震改修工事費の補助を行っています。

## 想定地震

国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考として埼玉県で想定されている大規模地震は、次の5つです。

想定地震	マグニチュード	北本市内における予想最大震度	今後30年以内の発生確率
東京湾北部地震	7.3	震度5強	70%
茨城県南部地震	7.3	震度5強	70%
元禄型関東地震	8.2	震度5強	ほぼ0%
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	震度7	ほぼ0%~0.008%
立川断層帯による地震	7.4	震度5強	0.5%~2%

(平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査より抜粋)



### ■震度の目安

(気象庁パンフレットより抜粋)

**震度5弱** 大半の人が恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。

**震度5強** 物につかまらなると歩くことが難しい。ブロック塀が崩れることがある。固定していない家具が倒れることがある。

**震度6弱** 立っていることが困難になる。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。耐震性の低い木造住宅は瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。

**震度6強** はわなないと動くことができない、飛ばされることがある。耐震性の低い木造住宅は傾くものや、倒れるものが増える。

**震度7** 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。耐震性の高い木造住宅でも、まれに傾くこともある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

## 耐震改修工事を行う目的とは、

耐震改修工事は、新耐震基準に準じて補強工事を行います。

新耐震基準の目標値は、

震度5強程度(中規模の地震)：損傷しない程度

震度6強~7程度(極めて稀な大規模地震)：倒壊等しない程度

このことから、耐震改修工事を行うということは、よく起こる強さの地震に対しては、建物の被害は軽くすむことを目指し、非常に強い地震に対しては、建物にある程度の被害はでてはならないが、建物の中もしくは周辺にいる人に被害が出ないようにすることを目指すということです。

つまり、地震によって建物が壊れないようにすることではなく、建物を使う人の安全を確保することが目標となっております。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、宮城県栗原市震度7が観測されました。その時の埼玉県内最大震度は、震度6弱(宮代町)で北本市は震度5弱でした。

## 北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付制度（詳しくは担当まで、お問合せください）

北本市では、市内に現存する昭和56年5月31日（※）以前の建築基準法に基づき建築された木造2階建て以下の在来軸組み工法又は枠組壁工法による自己用住宅（店舗併用住宅を含む。）を対象に下記の補助を行っています。

- ★耐震診断・耐震改修計画・耐震改修工事を実施する前に、補助申請が必要です。
- ★補助の対象となるかどうか、あらかじめ担当までご相談ください。
- ★申請額が予算に達した時点で、受付を終了します。

### ■耐震診断補助制度

耐震診断とは、建築士（一級・二級・木造）が行う耐震診断で、地震に対する安全性に関し評価を行うことです。

耐震診断費用の2分の1（上限50,000円）を補助します。

### ■耐震改修計画補助制度

耐震改修計画とは、耐震診断で、上部構造評点が1.0未満である建築物又は基礎が安全でないとして診断された建築物について、上部構造及び基礎が安全となるよう改修するために建築士（一級・二級・木造）が行う設計等のことです。

耐震改修計画費用の2分の1（上限50,000円）を補助します。

### ■耐震改修工事補助制度

耐震改修工事とは、地震に対する安全性の向上を目的として、耐震改修計画に基づき行う建築物の改修工事のことです。

耐震改修工事に要する費用が40万円以上の場合、耐震改修工事に要した額に100分の23を乗じて得た額（上限40万円）を補助します。

## 無料簡易耐震診断制度（詳しくは担当まで、お問合せください）

お住まいの住宅の耐震に対する知識の普及を目的として、パソコンのソフトウェアを利用した簡易耐震診断を無料で行っています。建築確認申請書や図面をご持参して頂き、図面をもとに簡易耐震計算による診断を行います。平成12年5月31日（※）以前に建築確認を受けた木造住宅が対象となります。

※補助制度については、構造基準が大幅に変更のあった昭和56年5月31日を基準としていますが、この簡易耐震診断については、構造金物及び構造バランスに関する規定が変更になった平成12年5月31日を基準日としています。

## 関連情報

### ■耐震診断・耐震改修計画についての参考問合せ先

- ・一般社団法人埼玉建築士会 048-861-8221
- ・一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 048-864-9313
- ・一般社団法人埼玉建築設計監理協会 048-861-2304
- ・財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター「リフォネット」03-3556-5147
- ・市内の建築士（社団法人埼玉建築士会または、社団法人埼玉県建築士事務所協会などでご確認できます）
- ・その他、お近くの建築業者、ハウスメーカー

### ■耐震改修工事についての参考問合せ先

- ・建設埼玉 048-780-2000



- ・埼玉土建一般労働組合 048-863-6211
- ・社団法人埼玉県建設業協会 048-861-5111
- ・その他、お近くの建築・リフォーム業者

## ■融資制度（一定の条件があります）

- ・リフォーム融資（高齢者向け返済特例制度など）  
独立行政法人住宅金融支援機構へ問い合わせください。 03-3812-1111
- ・埼玉の家 耐震・安心・エコリフォームローン  
埼玉県住宅課のホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>  
または埼玉りそな銀行各支店窓口へ問い合わせください。

## ■埼玉県住宅リフォーム工事検査制度についての問合せ

- ・埼玉県住宅課のホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>
- ・財団法人さいたま住宅検査センター 048-823-1256

## ■税の控除

耐震改修工事を実施した場合で、一定期間内に必要な手続きをすることで、所得税の控除(上尾税務所)が受けられます。(建築士等による証明が必要となります)

- ・国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp/>
- ・上尾税務署 048-770-1800

## ■家具固定サポーター登録制度

埼玉県は、建設業界団体と連携し、「家具固定サポーター登録制度」を始めました。家具等の固定を専門家に実施してもらいたい方に対し、相談及び見積り（無償）、施工（有償）を安心して依頼できる環境を提供しています。

- ・埼玉県危機管理防災部危機管理課のホームページ：<http://www.pref.saitama.lg.jp/>  
(サポーター等の相談は)
- ・建設埼玉 048-780-2000
- ・埼玉土建 048-863-6211

## ■安全な塀を造りましょう

地震の際には、粗悪な工事によるブロック塀や石塀が壊れ、通行人を巻き込み、大きな事故を招きます。また、倒壊した塀は避難や緊急車両の通行等を妨げます。安全な街並みにするためにも、ブロック塀などを生垣や軽量フェンスにしていくことが重要です。

やむを得ず、ブロック塀等を造る場合は、建築基準法で規定されている正しい工事の方法により、安全なブロック塀を造りましょう。

## ■悪質業者はあなたの心のスキを狙ってきます

悪質業者は、言葉巧みに消費者を誘い込み、お金をだまし取ります。悪質業者の巧妙な手口は近年ますます多様化し、被害が多発しています。

### ★クーリング・オフ

訪問販売による自宅での契約は、契約日から8日以内なら特定商取引法によって解除(クーリング・オフ)できます。

### ★トラブル等に関する相談窓口

- ・埼玉県消費生活支援センター 048-261-0999
- ・財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 03-3556-5147

お問い合わせ先  
北本市都市整備部建築開発課指導担当  
電話：048-594-5550（直通）

平成29年2月